

富山大学における授業料その他の費用に関する規則

平成17年10月1日制定 平成18年4月1日改正
 平成18年9月21日改正 平成19年4月1日改正
 平成20年4月1日改正 平成21年4月1日改正
 平成22年4月1日改正 平成27年4月1日改正
 平成29年7月11日改正 令和元年9月24日改正
 令和2年3月24日改正 令和2年7月1日改正
 令和4年3月30日改正 令和4年9月29日改正
 令和6年2月28日改正 令和6年3月27日改正

(趣旨)

第1条 この規則は、国立大学法人富山大学（以下「本学」という。）における授業料その他の費用に関し、他の規則に別段の定めのあるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(授業料，入学料及び検定料の額)

第2条 本学において徴収する授業料（幼稚園にあっては、保育料。以下同じ。）の年額，入学料（幼稚園にあっては、入園料。以下同じ。）及び入学等に係る検定料は、次の表のとおりとする。

区分	授業料（年額）	入学料	検定料
大学の学部	535,800円	282,000円	17,000円
大学の夜間において授業を行う学部	267,900円	141,000円	10,000円
大学院の研究科，教育部及び学環	535,800円	282,000円	30,000円
転入学 編入学 再入学	大学の学部	282,000円	30,000円
	大学院の研究科，教育部及び学環	282,000円	30,000円
	大学の夜間において授業を行う学部	141,000円	18,000円
研究生	(月額) 29,700円	84,600円	9,800円
科目等履修生	(1単位) 14,800円	28,200円	9,800円
特別聴講学生	(1単位) 14,800円	—	—
特別研究学生	(月額) 29,700円	—	—
幼稚園	73,200円	31,300円	1,600円
特別支援学校の高等部	4,800円	2,000円	2,500円

2 本学に附属して設置される小学校，中学校並びに特別支援学校の小学部及び中学部の入学料は、これを徴収しないものとする。

3 小学校及び中学校並びに特別支援学校の小学部及び中学部において、入学を許可するための試験，健康診断，書面その他による選考等を行った場合に徴収する検定料の額は、次の表のとおりとする。

区分	検定料
小学校	3,300円
中学校	5,000円
特別支援学校の小学部	1,000円
特別支援学校の中学部	1,500円

- 4 大学の学部において、出願書類等による選抜（学校推薦型選抜及び総合型選抜等において第1次選考として書類審査等を行う場合を含む。以下「第1段階選抜」という。）を行い、その合格者に限り学力検査その他による選抜（以下「第2段階選抜」という。）を行う場合及び個別学力検査出願受付後に大学入学共通テスト受験科目の不足等による出願資格のない者（以下「個別学力検査出願無資格者」という。）であることが判明した場合の検定料は、第1項の規定にかかわらず、次の表の学部等の区分に応じ、第1段階選抜及び個別学力検査出願無資格者にあつては同表の中欄に掲げる額を、第2段階選抜にあつては同表の右欄に掲げる額のとおりとする。

区分	第1段階選抜 個別学力検査出願無資格者	第2段階選抜
大学の学部	4,000円	13,000円
大学の夜間において授業を行う学部	2,200円	7,800円

- 5 幼稚園、小学校、中学校及び特別支援学校において、抽選による選考等を行い、その合格者に限り試験、健康診断、書面その他による選考等（以下この項において「試験等」という。）を行う場合に係る検定料は、第1項及び第3項の規定にかかわらず、次の表の学校等の区分に応じ、抽選による選考等にあつては、同表の中欄に掲げる額を、試験等にあつては、同表の右欄に掲げる額のとおりとする。

区分	抽選による選考等	試験等
幼稚園	700円	900円
小学校	1,100円	2,200円
中学校	1,300円	3,700円
特別支援学校の小学部	500円	500円
特別支援学校の中学部	600円	900円
特別支援学校の高等部	700円	1,800円

- 6 幼稚園、小学校、中学校及び特別支援学校の転入学に係る入学料及び検定料は、次の表のとおりとする。

区分	入学料	検定料
幼稚園	31,300円	1,600円
小学校	—	3,300円
中学校	—	5,000円
特別支援学校の小学部	—	1,000円
特別支援学校の中学部	—	1,500円
特別支援学校の高等部	2,000円	2,500円

（長期履修に係る授業料）

- 第3条 学則第62条に規定する修業年限及び大学院学則第25条に規定する標準修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修して卒業又は修了することを認められた者から徴収する授業料の年額は、当該在学を認められた期間（以下「長期履修期間」という。）に限り、前条第1項に規定する授業料の年額に修業年限又は標準修業年限に相当する年数を乗じて得た額を長期履修期間の年数で除した額（その額に十円未満の端数があるときは、これを切り上げるものとする。）とする。
- 2 学部及び大学院研究科（教育部及び学環を含む。以下同じ。）において長期履修期間を短縮する変更が認められた場合の授業料の額は、初年度から変更後の長期履修期間により前項の規定に従い算出した額とし、変更前の授業料の額との差額については、長期履修期間を変更した最初の学期にそれを徴収する。
- 3 学部及び大学院研究科において長期履修期間の延長が認められた場合の授業料の額は、変更後の長期履修期間により第1項の規定に従い算出した額とし、既に履修した期間の授業料の額との差額については、その調整は行わない。

4 長期履修期間を超えてなお在学する者の授業料の額は、前条第1項に定める額とする。
(授業料の徴収方法等)

第4条 各年度に係る授業料の徴収は、当該年度において、学期その他の期間に区分して行うことを原則とする。ただし、学生又は生徒等の申出があったときは、一括して徴収することができる。

2 前項の規定にかかわらず、入学年度に係る授業料について、入学を許可される者の申出があったときは、入学年度の前年度において入学を許可するときにその一部又は全部を徴収することができる。

第5条 当該年度における在学期間が12月に満たない者の授業料は、授業料の年額の12分の1に相当する額に在学する月数(1月未満の端数があるときは、これを1月とする。)を乗じて得た額を徴収することを原則とする。

(入学料の徴収方法)

第6条 入学料は、入学を許可するときに徴収することを原則とする。

(検定料の徴収方法)

第7条 検定料は、入学、転入学、編入学又は再入学の出願(第2条第3項、第4項及び第5項に規定する場合を含む。)を受理するときに徴収することを原則とする。

(寄宿料の額等)

第8条 寄宿料の月額は、次の表の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる額のとおりとする。

区分		寄宿料(月額)
新樹寮	S I	13,000円
	S II	18,000円
	D I	23,000円
五福国際交流会館	単身室	5,900円
	夫婦室	9,500円
	家族室	14,200円
杉谷国際交流会館	A室 世帯用(60㎡以上)	14,200円
	B室 世帯用(50~60㎡)	11,900円
	C室 単身用(25㎡以上)	5,900円

備考：新樹寮は、上記寄宿料のほか、維持管理費(共益費)月額2,000円を徴収する。

2 寄宿料は、寄宿舎に入居した日の属する月から退居する日の属する月まで、毎月その月の分を徴収することを原則とする。ただし、休業期間中の分は、休業期間前に徴収するものとする。

3 前項の規定にかかわらず、学生の申出又は承諾があったときは、その申出又は承諾があった月分の寄宿料を併せて徴収することができる。

第8条の2 前条の規定にかかわらず、寄宿料は、次の表の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる額に、入居した日から退去する日までの日数を乗じた額とすることができる。

区分		寄宿料(日額)
新樹寮	S I	900円
	S II	1,000円

2 寄宿料は、入居する日までに徴収することを原則とする。

(経済的負担の軽減のための措置)

第9条 本学は、学部及び大学院研究科の学生で経済的理由によって納付が困難であると認められる者その他のやむを得ない事情があると認められる者に対し、授業料、入学料又は寄宿料の全部若しくは一部の免除又は徴収の猶予その他の経済的負担の軽減を図るために必要な措置を講ずるものとする。

(研究生、科目等履修生、特別聴講学生及び特別研究学生の授業料の徴収方法)

第10条 研究生及び科目等履修生に係る授業料の徴収方法は、別に定める。

2 特別研究学生又は特別聴講学生に係る授業料の徴収方法は、研究生又は科目等履修生と同様とする。

第11条 削除

(学位論文審査手数料の額及び徴収方法)

第12条 学位論文審査手数料は1件について58,055円とし、学位授与の申請を受理するときに徴収するものとする。

2 本学大学院の博士課程(博士後期課程を含む。以下同じ。)に所定の修業年限以上在学し、所定の単位を修得して退学した者が、退学後1年以内に博士論文を提出した場合は、学位論文審査手数料を免除する。

(授業料免除等の取扱い)

第13条 授業料の免除の許可を受けた者について、免除の理由が消滅したことによりその免除を取り消した場合は、免除した前期及び後期の授業料の額を当該前期及び後期の月数で除して得た額に取り消しの日の属する月からその期の終わりの月までの月数を乗じて得た額を、取り消しの日の属する月に徴収するものとする。ただし、不正の事実の発見により取り消した場合にあっては、取り消しの日の属する月に、免除した前期又は後期の授業料の全額を徴収するものとする。

2 授業料の徴収猶予の許可を受けた者から授業料を徴収する時期は、徴収猶予の期間が満了する日の属する月とする。ただし、徴収猶予の理由が消滅したときは、その消滅した日の属する月に徴収するものとする。

3 月割分納による授業料の徴収猶予の許可を受けた者からは、毎月その月の分を徴収するものとする。ただし、休業期間中の分は、休業期間の開始前に徴収するものとする。

4 授業料の徴収猶予(月割分納による徴収猶予を含む。)の許可を受けた者が退学をする場合は、その期において徴収するものとしている額を、退学の許可をするときに徴収するものとする。

5 前4項に規定するもののほか、授業料等の免除又は徴収猶予の実施について必要な事項は、別に定める。

(授業料等の不徴収)

第14条 本学大学院研究科の修士課程又は博士前期課程を修了し、引き続き本学大学院研究科の博士課程に進学する者については、入学料及び検定料を徴収しないものとする。

2 大学設置基準(昭和31年文部省令第28号)第28条並びに大学院設置基準(昭和49年文部省令第28号)第13条及び第15条の規定に基づく措置により、本学において授業科目を履修する者(以下「特別聴講学生」という。)又は研究指導を受ける者(以下「特別研究学生」という。)に係る入学料及び検定料は、徴収しないものとする。また、授業料については、特別聴講学生又は特別研究学生が公立大学又は私立大学の学生であるときは、第2条で定める額を徴収し、国立大学法人法(平成15年法律第112号)に定める国立大学の学生であるときは徴収しないものとする。

3 大学間相互単位互換協定に基づく特別聴講学生に係る入学料及び検定料は、徴収しないものとする。また、次の基準を満たす場合は授業料を徴収しないものとする。

(1) 協定を締結する大学の学生が、相互にそれぞれ相手大学の授業科目を履修し、単位を修得することを認める協定であること。

(2) 締結する協定又はその付属書において、授業料が相互に不徴収とされていること。

(3) 締結する協定又はその付属書において、有効期間が記載されていること。

4 大学間特別研究学生交流協定に基づく特別研究学生に係る、入学料及び検定料は徴収しないものとする。また、次の基準を満たす場合は授業料を徴収しないものとする。

(1) 協定を締結する大学の大学院学生が、相互に当該他の大学院等において研究指導を受けることを認める協定であること。

(2) 締結する協定又はその付属書において、授業料が相互に不徴収とされていること及び有効期間が記載されていること。

5 相互に入学料及び検定料を不徴収とする大学間協定を締結した国立大学法人が設置する大学の大学院から本学の大学院に転入学を志願する者にあつては、入学料及び検定料を徴収しない

ものとする。

6 産業教育振興法に基づく内地留学生及び科学教育研究室の研究生等別途実施要項等による者については、授業料、入学料及び検定料を徴収しないものとする。

(外国人留学生)

第15条 大学間交流協定、学部間交流協定及びこれらに準ずるものに基づき受け入れる外国人留学生については、締結する協定書又はその付属書において、授業料、入学料及び検定料が相互に不徴収とされている場合は、授業料、入学料及び検定料を徴収しないものとする。

2 国費外国人留学生については、授業料、入学料及び検定料を徴収しないものとする。

3 本学と中国国家留学基金管理委員会との覚書に基づく CSC-富山大学奨学金による外国人留学生については、次の各号のとおりとする。

(1) 入学料及び検定料は、徴収しないものとする。

(2) 授業料は、免除し、又は徴収しないものとする。

(証明書の発行手数料の額及び徴収方法)

第16条 本学を卒業した者、修了した者、退学した者、除籍された者又は研究生、科目等履修生、特別聴講学生若しくは特別研究学生であった者が、本学が指定した証明書交付願により交付申請する場合は、証明書1通当たり500円の手数料を徴収するものとする。

2 前項の手数料は、交付申請を受理するときに徴収するものとする。

3 第1項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する場合は、手数料を徴収しないものとする。

(1) 本学の学生(研究生、科目等履修生、特別聴講学生及び特別研究学生を含む。)が申請する場合

(2) 附属学校に係る証明書を申請する場合

(3) 卒業、修了、退学又は除籍の日の属する月に申請する場合

(4) 外国に居住又は滞在している者が外国から直接申請する場合

(納付した授業料等)

第17条 納付した検定料、入学料、授業料、寄宿料、受講料及び証明書の発行手数料(以下「授業料等」という。)は還付しない。ただし、次の各号の一に該当する場合には、納付した者の申出により当該各号に定める額を還付する。

(1) 本学の入学者選抜において、出願書類等による第1段階目の選抜を行い、その合格者に限り学力検査その他による第2段階目の選抜を行う場合に、検定料を納付した者が、第1段階目の選抜で不合格となったとき及び個別学力検査出願無資格者であることが判明した場合 第2条第4項の選抜に係る検定料相当額

(2) 入学を許可されるときに授業料を納付した者が、入学年度の前年度の3月31日までに入学を辞退した場合 当該授業料相当額

(3) 前期分授業料徴収の際、後期分授業料を併せて納付した者が、9月末までに退学を許可された場合 後期分の授業料相当額

(4) 前期分授業料徴収の際、後期分授業料を併せて納付した者が、10月末までに休学を許可され、又は命じられた場合 後期分の授業料から後期の在籍月数分を差引いた残月数分の授業料相当額

(5) 研究生が、在学期間の中で退学した場合 納付された授業料から在学月数分を差引いた残月数分の授業料相当額

(6) その他学長が、授業料等を返還するのが相当であると認めた場合 当該授業料等相当額

附 則

1 この規則は、平成17年10月1日から施行する。

2 平成10年度以前入学生の授業料の額については、第2条の規定にかかわらず、次の表のとおりとする。

区分	入学年度	授業料（年額）
大学の学部	平成7・8年度入学生	447,600円
	平成9・10年度入学生	469,200円
大学の夜間において授業を行う学部	平成9・10年度入学生	234,600円
大学院学生	平成9・10年度入学生	469,200円

- 3 第10条の規定にかかわらず、高岡キャンパスにおいて平成18年3月31日まで実施する公開講座の講習料及び公開授業の受講料については、1時間につき420円とする。

附 則

- この規則は、平成18年4月1日から施行する。ただし、第14条第5項の規定は、平成18年度の転入学から適用する。
- この規則の施行前に認められた長期履修にかかる授業料の算出については、第3条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この規則は、平成18年9月21日から施行し、平成18年9月1日から適用する。

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

- この規則は、平成22年4月1日から施行する。
- この規則の施行の日前に、新樹寮に入寮している者で、この規則の施行後に引き続き新樹寮に入寮する者の寄宿料の額は、改正後の第8条第1項の規定にかかわらず、平成24年3月31日までの間、月額700円とする。ただし、当該期間中に入寮生の申請により、改修後の居室に移動した場合は、改正後の第8条第1項の規定による。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成29年10月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和元年10月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和2年7月1日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和4年9月29日から施行する。

附 則

この規則は、令和6年2月28日から施行する。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。